

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行						改正						改正理由
<p>本則</p> <p>(任期の定めのない教育職員とするための審査)</p> <p>第3条の2 別表第4号(教授として採用された場合に限る。)、<u>第9号及び第11号から第13号</u>に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約(別表第4号の教授にあつては再任後の労働契約に限る。)の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない教育職員となることを希望する場合は、任期の定めのない教育職員とするための審査(以下「審査」という。)を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>						<p>本則</p> <p>(任期の定めのない教育職員とするための審査)</p> <p>第3条の2 別表第4号(教授として採用された場合に限る。)、<u>第9号、第11号及び第12号</u>に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約(別表第4号の教授にあつては再任後の労働契約に限る。)の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない教育職員となることを希望する場合は、任期の定めのない教育職員とするための審査(以下「審査」という。)を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>						
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	
6	グローバルイノベーション研究院	スーパー教授	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号	6	グローバルイノベーション研究院	スーパー教授、 <u>教授及び准教授</u>	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号	
9	大学教育センター	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	9	グローバル教育院	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	
10	(略)					10	(略)					
11	国際センター	准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	11	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	
12	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	12	保健管理センター	講師(カウンセラーに限る。)	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	

13	保健管理センター	講師（カウンセラーに限る。）	5年	再任不可	法第4条第1項第1号		
----	----------	----------------	----	------	------------	--	--

附 則(平成30年4月1日教規程第17号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に別表の規定に基づき任期制の適用を受けている者であって、施行日以降、別表第9号の教育研究組織へ配置換となった者の任期及び再任に関する事項並びに任期の末日は、なお従前の例による。
- 3 平成30年3月31日に別表の規定に基づき任期制の適用を受けている者であって、施行日以降、別表第12号の教育研究組織へ配置換となった者の対象となる職、任期及び再任に関する事項並びに任期の末日は、なお従前の例による。
- 4 平成30年3月31日に任期制の適用を受けていない者であって、施行日以降、別表第9号の教育研究組織に係る対象となる職へ配置換又は昇任した者については、この規程を適用しない。